明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令（**財務**五四）　一

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**厚生労働**一二六）　三

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三八四）　四

○東南アジアにおける友好協力条約への締約国の追加に関する件（**外務**三〇七）　四

○ソマリア民主共和国における「紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三〇八）　四

○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三〇九）　四

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**一一七六）　四

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇〇九～一〇一四）　四

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一〇一五）　五

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一〇一六）　五

○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**一〇一七）　五

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件（**防衛**二〇四）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二八）　六

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一八一）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**四国地方整備局**一一二）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一三六）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣法制局　外務省　運輸安全委員会　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　外務省　運輸安全委員会　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一二

中国地方整備局公示（中国地方整備局）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示三、福岡同一、鹿児島同一）　一三

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

平成二十三年度会計検査院共済組合の決算関係　一三〇

会社その他

会社その他　一三一

省　令

○財務省令第五十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）を実施するため、日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十三日

財務大臣　安住　淳

日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則の一部を改正する省令

日本製鉄八幡共済組合年金交付金交付規則（昭和三十二年大蔵省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人日本製鉄八幡共済組合（」の下に「昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合という名称で設立された法人をいい、」を加える。

第六条中「日本製鉄八幡共済組合年金概算交付金交付請求書」を「日本製鉄八幡共済組合年金交付金概算交付請求書」に改め、「当該四半期開始後十五日から三十日までの間に参考となるべき書類を添えて」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業」の下に「等」を加える。